

## 会津大学再入学に関する規程

(平成18年4月1日規程第66号)

(最終改正 2021年10月20日規程第5号)

### (趣旨)

第1条 会津大学学則（以下「学則」という。）第20条または会津大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第18条の規定に基づく再入学については、この規程の定めるところによる。

### (再入学の出願条件)

第2条 本学に在学し、退学した者であること。ただし、会津大学学生の懲戒処分に関する規程第3条の規定により退学となった者及び除籍された者は出願を認めない。

### (出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願書 本学所定の様式により、本人が作成したもの
- (2) 志願理由書 本学所定の様式により、本人が作成したもの
- (3) その他学長が必要と認める書類

2 再入学の出願期間は、再入学を希望する学期（第1学期または第3学期に限る）の始めの日から6月前の日までとする。

### (選考方法)

第4条 再入学の願い出があったときは、学長は選考委員会を設けるものとする。選考委員会の委員は、入学試験委員会または大学院入試委員会の委員の中から学長が指名する委員によって構成される。

2 選考委員会は、再入学願書、志願理由書、在学時の成績等を審査した上で、必要に応じて面接及び筆記試験による選考を行い、教授会または研究科委員会の議を経て学長が再入学を決定するものとする。

### (既修得単位の認定)

第5条 再入学した者が本学で既に修得した単位については、教務委員会または大学院教務委員会の議を経て、学長は卒業または修了に必要な単位数の一部とすることができる。

### (再入学年次)

第6条 再入学年次は、退学時の年次とする。ただし、学長は、退学以前に修得した単位や成績等により退学時の年次に再入学させることが適当でない認められる者については、相当年次に再入学させることがある。

2 再入学を認められた者の入学時期は第1学期または第3学期の始めとする。履修規程

等については、再入学後の履修規程等が適用される。

(在学年限及び休学期間)

第7条 再入学した者は、コンピュータ理工学部においては定められた在学すべき年数の2倍、大学院においては3倍に相当する年数を超えて在学することができない。また、再入学後の休学期間は、退学前に取得した休学期間と合算して、学則第29条第3項又は大学院学則第29条第3項に規定する期間を超えることはできない。

(再入学手続)

第8条 再入学の決定通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて、再入学手続を行うものとする。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に再入学を許可する。

(授業料)

第9条 再入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

2 再入学した者は、所定の授業料等を指定の期日までに納付しなければならない。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2022年4月1日から施行する。